

1 地方自治法における規定

第252条の14（事務の委託）

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

第252条の2の2（抜粋）（連携協約）

2 普通地方公共団体は、連携協約を締結したときは、その旨及び当該連携協約を告示するとともに、都道府県が締結したものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前三項の例によりこれを行わなければならない。

2 東日本大震災における岩手県での事務委託手続きフロー

市町村	県
	①委託について意向確認 意向確認照会文書送付(～H23.4.8)
②委託依頼(申し出) 委託依頼文書送付(H23.4.8)	
	③受託について通知 受託通知文書、委託規約(案)、(専決処分(案))参考送付(H23.4.8)
④委託協議する旨議決(又は専決処分) 委託協議を議決(又は専決処分)(H23.4.11)	
⑤委託協議 委託協議文書、議決書謄本、議会会議録(専決処分書)送付(H23.4.11)	
	⑥受託協議する旨議決(又は専決処分) 委託協議を受け、県議会へ受託議案を提出、議決(又は専決処分)(H23.4.11)
	⑦受託決定通知 決定通知書送付(H23.4.11)
	⑧告示依頼 告示依頼書送付(H23.4.11)
⑩告示	⑨告示 県報掲載(H23.4.22)
	⑪経費に係る協議 経費に係る協議書(案)送付
⑫経費に係る協議 経費に係る協議書(押印2部)送付	
	⑬経費に係る協議締結 経費に係る協議書(押印1部)送付、(押印1部)保管
⑭委託決議書謄本送付	⑮総務大臣への届出 委託規約、県議会議決書謄本、市町村等議会議決書謄本、県告示送付

(東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録)

2 協議書・回答書

<協議書（例）>

	〇〇第〇号 平成〇〇年〇月〇日
長野県知事 様	〇〇市【町村】長
災害等廃棄物処理の事務の委託について（協議）	
このことについて、別紙のとおり規約を定め、災害等廃棄物の事務を委託したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により協議します。	

<回答書（例）>

	〇〇第〇号 平成〇〇年〇月〇日
〇〇市【町村】長 様	長野県知事
災害等廃棄物処理の事務の受託について（回答）	
平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で協議の申し出のありました災害等廃棄物処理の事務の委託については、別紙のとおり規約を定め、災害等廃棄物処理の事務を受託することに同意します。	
なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により基づく告示については、平成〇〇年△月△日付け長野県告示第△△号で行いますが、貴市【町村】においても告示されるようお願いいたします。	

4 規約（例）

災害廃棄物処理の事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、〇〇市【町村】（以下「甲」という。）は、その事務として行う災害等廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち、平成〇〇年〇〇地震【台風第〇号】により生じたものをいう。）の処理のうち、特に必要となった廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を長野県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費の負担）

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。ただし、乙は、特に必要と認めた場合は、その一部を負担することができる。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲と乙とが協議して定める。

（収入の帰属）

第3条 委託事務の管理及び執行に伴う使用料、手数料その他の収入は、乙に帰属する。

（収入および支出の経理）

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入および支出について、経理を明確にしておくものとする。

（収入及び支出の精算）

第5条 乙は、毎年度終了後、速やかに委託事務に係る収入及び支出の精算を行い、その明細を甲に通知するものとする。

（条例等の制定改廃の場合の措置）

第6条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例、規則その他の規程が制定され、もしくは廃止され、又は、その全部もしくは一部が改正された場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

（委託事務の管理及び執行の細目）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附則 この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。